

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成22年5月18日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成21年10月23日 第3795号

平成22年2月18日 変第1706号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

嵐山西一川町3番地の3（一部）、3番地の5（一部）、4番地の1（一部）、4番地の2（一部）、5番地の4、6番地の1、6番地の2（一部）、6番地の3、6番地の4、7番地の1、13番地（一部）、20番地、22番地（一部）、29番地、30番地の1、31番地及び32番地並びに市有地（未登記）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府池田市栄町1番1号

阪急電鉄株式会社

代表取締役 角和夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)